

＜市町村農業委員会の取り組み＞

市町村部局と連携し、人・農地プラン実質化に向け、以下の取り組みを実施する。

1 推進体制の整備への協力

市町村部局等による連携体制構築への協力

人・農地プランの実質化に向けた取り組みを推進するため、担当する市町村部局を中心にJAや土地改良区等の関係機関・団体とも連携できるよう、農業委員会としても協力して体制整備に取り組む。

2 所有者の意向把握

(1) アンケート調査（必要に応じて個別訪問）

農地所有者または耕作者の年齢、農地の貸借・売買の意向、後継者の有無など、アンケート調査などを通じて把握する。アンケートの回収率を上げるために、個別訪問による方法も検討する。アンケートについては他部局との調整を図るほか、既存のアンケート調査を行っている場合や他の方法により将来の農地の意向把握が出来ている場合は、改めてアンケートを実施する必要は無い。

(2) 結果の地図化

アンケート調査の結果を基に、地図を用いて可視化する。地図の作成は農地情報公開システムを使って出力することが望ましいが、以下の方法も考えられる。

- ア 農業委員会独自の地図情報システム
- イ 水土里情報システム
- ウ 市町村独自の地図システム
- エ 農協の地図システム
- オ 手書き

3 地域での話し合い

(1) 役割分担の明確化

市町村がプランの地区等を設置する場合や工程表を作成する際は、農業委員会も可能な限り関与することが望ましい。市町村が策定する工程表に、市町村と農業委員会との役割分担を明確化するとともに、1地区に対し複数名の担当委員を明記する。

(2) 話し合い活動における委員の役割を明確にした取り組み

委員が話し合いに参加する場合、概ね以下の役割を組み合わせることで実施することが想定される。

- ア 進行・集約
- イ 進行・集約の補助

- ウ 話題提供（政策・制度紹介等）
- エ 現地活動報告（意向把握）
- オ 現地活動報告（意向把握以外）

(3)実質化した地区におけるプランの実現に向けた取り組み（農地のマッチング）

人・農地プランが実質化されている地区においても、話し合いを基に担い手や中心経営体へ農地を集積・集約する。

(4)話し合い活動参加に必要な技能・情報習得収集研修会等の実施若しくは参加

話し合い活動に必要な技術や情報を研修会や事例を通して学ぶ。

4 進捗管理

(1)農業委員・推進委員の活動記録簿の毎月提出の徹底

(2)活動記録簿の集計・集約

活動を行ったら活動記録を残す習慣を身に着け、総会などのタイミングで提出する。活動記録については、集計を行い農地利用最適化交付金の活用にも使用する。

(3)委員活動報告会等の実施

総会やその他の会議で、活動の報告や情報共有できる場を設ける。

(4)「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」の提出

取組状況について四半期ごとに進捗状況を報告する。情報共有の手順については、「記入の手引き（全国農業会議所）」の P.3 を参照。

5 農地利用最適化交付金の活用

(1)条例未整備市町村における条例制定の取り組み

(2)条例整備委員会における活用

(3)条例未整備委員会における活用

農地利用最適化交付金を配分するために必要な条例の整備を目指すとともに、整備済みの農業委員会においては、積極的な活用を目指す。また、未整備の農業委員会においても、活動実績に基づく交付金を活用することとする。

<山形県農業委員会ネットワーク機構 / (一社) 山形県農業会議の取り組み内容>

農業委員会の人・農地プラン実質化に向けた活動を支援するため、以下の取り組みを実施する。

1 推進体制の整備

関係機関・団体等との連携により、農業委員会に対する支援のための体制を整備する。

- (1)山形県農地集積・集約化推進会議に構成員として参画
- (2)山形県農業法人協会・山形県認定農業者協議会との連携
- (3)全国農業会議所との連携

2 人・農地プランの実質化に向けた支援（具体的な活動の実行と進捗管理）

農業委員会による農業委員・農地利用最適化推進委員の「人・農地プランの実質化」に向けた意識向上とスキルアップへの支援を行う。

(1) 研修会等の開催

意識向上・スキルアップに必要な研修会を会議所等と連携し必要に応じて開催する。

（全国段階での情報提供や話し合いの進め方等の研修会を開催）

(2) 情報の収集・分析・提供

「人・農地プランの実質化」に関する情報を共有シート（会議所と山形県農業会議）にて収集し、山形県全体の進捗を確認しながらフォローアップを行う。山形県全体の進捗状況や優良事例の発信、相談対応、巡回等必要な助言と情報提供に取り組む。

3 農地利用最適化交付金の活用支援

- (1)条例未整備委員会では早急に条例の整備を促す
- (2)条例未整備の間は「活動実績払い」の活用を促す
- (3)条例整備委員会において未活用の場合は活用を促す

等状況に応じた支援を行う。その際は活用委員会の取り組みを横展開する観点で取り組む。